

復興7年間の現状と課題

平成30年3月9日

復興大臣 吉野正芳

I 東日本大震災の概要

発生日時	平成23年3月11日14:46
マグニチュード	9.0
地震型	海溝型
被災地	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	8県 (宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 大船渡8.0m以上)
被害の特徴	大津波により, 沿岸部で甚大な被害が発生, 多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者 19, 630名 (災害関連死を含む) 行方不明者 2, 569名
住家被害(全壊)	121,781戸
災害救助法の適用	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む

出典:平成29年度版「防災白書」附属資料18
(一部数値は緊急災害対策本部公表資料等による)

II 現状と課題

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細やかに対応

- ・被災者的心身のケア、コミュニティ形成支援・生きがいづくりのための「心の復興」、住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備等、被災者を切れ目なく支援

2. 住まいとまちの復興

住宅再建は着実に進捗、平成30年度までに概ね完了

- ・被災者の住宅再建に向けた災害公営住宅や宅地の整備
※平成30年春までに9割が完成する見込み
- ・復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾など発展基盤となる交通・物流網の整備

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

- ・風評被害等の影響が大きい観光業や売上げの回復が遅れている水産加工業等への支援
- ・まちのにぎわいを再生するため、商店街の再開を支援
- ・福島12市町村への住民の帰還と生活の再構築のため、事業や生業の再建や新しい企業や産業の誘致を支援

4. 福島の復興・再生

帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示解除。本格的な復興のステージへ

- ・避難指示解除区域では、復興公営住宅の整備を推進、帰還に向けた生活環境の整備
- ・帰還困難区域における「特定復興再生拠点」の整備を推進
- ・中間貯蔵施設の整備、官民合同チームの体制強化、「福島イノベーション・コスト構想」の推進、風評被害への対応を進め、原発事故からの復興・再生を加速

1. 被災者支援

避難の長期化に伴う心身の健康維持が課題

- ① 避難者は、当初の47万人から7万3千人まで減少
- ② 介護サポート拠点（平成29年9月時点 80箇所）や相談員の見守りなどにより、心身のケア、孤立を防止
- ③ 住宅・生活再建に関する相談支援や生きがいづくりのための「心の復興」、新たなコミュニティの形成等を支援



生活支援相談員による見守り活動



「男の料理教室」実施風景

2. 住まいとまちの復興

住宅再建は着実に進捗、平成30年度までに概ね完了

- | | |
|-------------------|---|
| ① 自主再建 | 14万件が再建中又は再建済み |
| ② 高台移転による
宅地造成 | 計画戸数 1.8万戸 <ul style="list-style-type: none">・平成30年1月末までに 1万5千戸完成・平成30年3月末までに 1万7千戸完成見込み |
| ③ 災害公営住宅 | 計画戸数 3万戸 <ul style="list-style-type: none">・平成30年1月末までに 2万8千戸完成・平成30年3月末までに 2万9千戸完成見込み |



高台移転（岩手県宮古市）



災害公営住宅（宮城県石巻市）

住宅の再建は平成30年度までに概ね完了

- ①平成28年度までに39市町村において住まいの確保に関する事業が完了
- ②残り25市町村も、平成30年度までに概ね完了見込み

市町村ごとの進捗	H27	H28	H29	H30以降
	39市町村			
	洋野町、宮古市、多賀城市、新地町、二本松市、いわき市			
に対する割合 全体の計画戸数	山田町、釜石市、大船渡市、一関市、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、石巻市、女川町、東松島市、塩竈市、七ヶ浜町、大槌町、陸前高田市、気仙沼市、名取市、福島市			
	H27	H28	H29	H30以降
高台移転	45%	70%	91%	100%
災害公営住宅	58%	84%	96%	100%

(原発被災地域を除く。一部調整中のものを除く。)

※「住まいの復興工程表」(平成29年9月末時点)による

生活に密着したインフラの復旧は概ね終了

①公共インフラの復旧

- ・道路、鉄道、上下水道、電気、通信等は、一部を除き復旧
- ・学校施設の復旧は概ね完了（2,301校/2,340校）
- ・病院施設の復旧は概ね完了（177か所/182か所）

②残る工事の促進

- ・JR常磐線は、平成31年度末までに全線開通予定
- ・復興道路・復興支援道路の整備を推進



JR常磐線 富岡駅～竜田間運転再開



三陸沿岸道路 登米志津川道路(三滝堂IC～志津川IC)開通式

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

① 被災3県の生産の水準は、ほぼ回復

- ・農地では89%で作付け再開可能
- ・水産加工施設は95%で業務再開

② 売上の回復は業種別にばらつき

- ・水産加工業の販路拡大、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
- ・福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援
- ・様々な企業立地支援策の活用を広く呼び掛け、企業の新規立地・増設等を促進

③ 二重ローン問題への対応

- ・震災支援機構を設立（平成24年2月）し、二重ローンを抱える被災事業者に対し、金融機関等から債権を買取り、債務免除等を通じて、事業再生を支援（支援決定件数：733件）
- ・平成30年2月に支援決定期間を約3年間延長（平成33年3月31日まで）



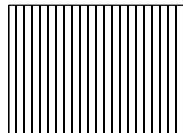
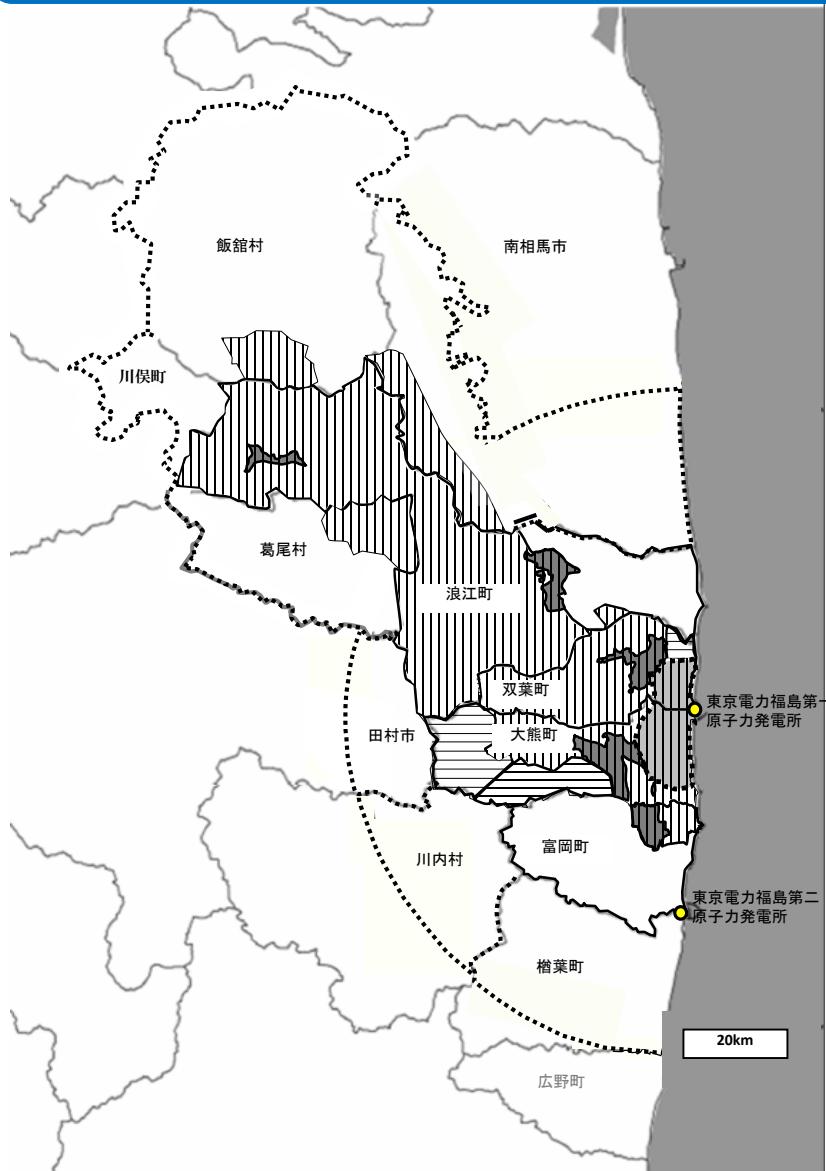
水産加工施設(宮城県南三陸町)



テナント型商業施設(岩手県大船渡市)

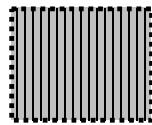
4. 福島の復興・再生

避難指示区域の現状

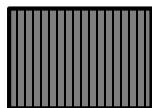


帰還困難区域

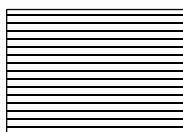
事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らない
おそれのある、2012年3月時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域



帰還困難区域のうち 中間貯蔵施設用地

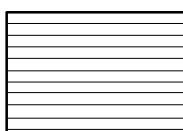


帰還困難区域のうち 特定復興再生拠点区域



居住制限区域

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域



避難指示解除準備区域

年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域



旧避難指示区域

帰還に向けた環境を整備

① 帰還に向けた取組

- ・ 教育、医療・介護、買い物環境などの生活環境の整備
- ・ 事業再開の支援

② 長期避難者への取組

- ・ 復興公営住宅の整備



複合型商業施設「さくらモールとみおか」
(福島県富岡町)



飯舘村立認定こども園・小学校・中学校
(福島県飯舘村)

帰還困難区域の復興

5年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点」を整備

双葉町(平成29年9月15日認定)



- ・区域面積:約555ha
- ・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで:
JR常磐線双葉駅周辺の
一部区域
平成34年春頃まで:
特定復興再生拠点区域全域

大熊町(平成29年11月10日認定)



- ・区域面積:約860ha
- ・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで:
JR常磐線大野駅周辺等の
一部区域
平成34年春頃まで:
特定復興再生拠点区域全域

浪江町(平成29年12月22日認定)



- ・区域面積:約661ha
- ・避難指示解除の目標
平成35年3月(ただし、早期に
整備が完了した区域から先行
する。)

富岡町(平成30年3月9日認定)

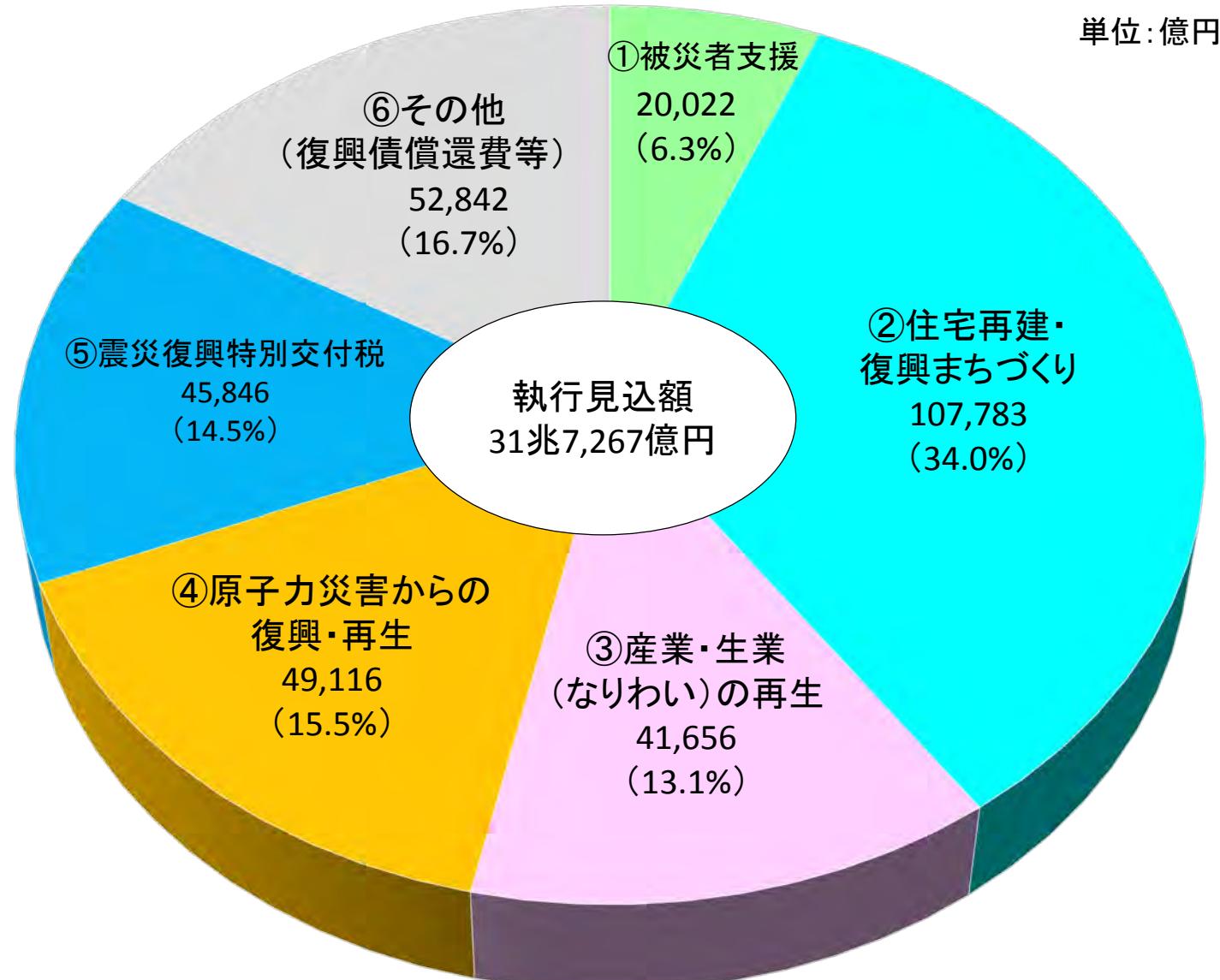


- ・区域面積:約390ha
- ・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで:
JR常磐線夜ノ森駅周辺の
一部区域
平成35年春頃まで:
特定復興再生拠点区域全域

発災から7年が経過

- 地震・津波被災地域においては、
 - ・ インフラ復旧は概ね終了、住宅の再建も着実に進捗
 - ・ 被災者的心身のケアや、産業の再生が重要
- 福島においては、順次、避難指示が解除され、
 - ・ 住民の帰還に向けた環境整備を進める必要
 - ・ 風評払拭に向けた取組や
放射線に関する正しい知識の情報発信等を強化
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で復興の姿を世界に発信できるよう「復興五輪」を推進

(参考) 復興関連予算の執行内容（平成23～28年度）



※執行見込額は、復興財源フレーム対象経費に加え、東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を含む。
※平成23～28年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は26.1兆円程度

(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

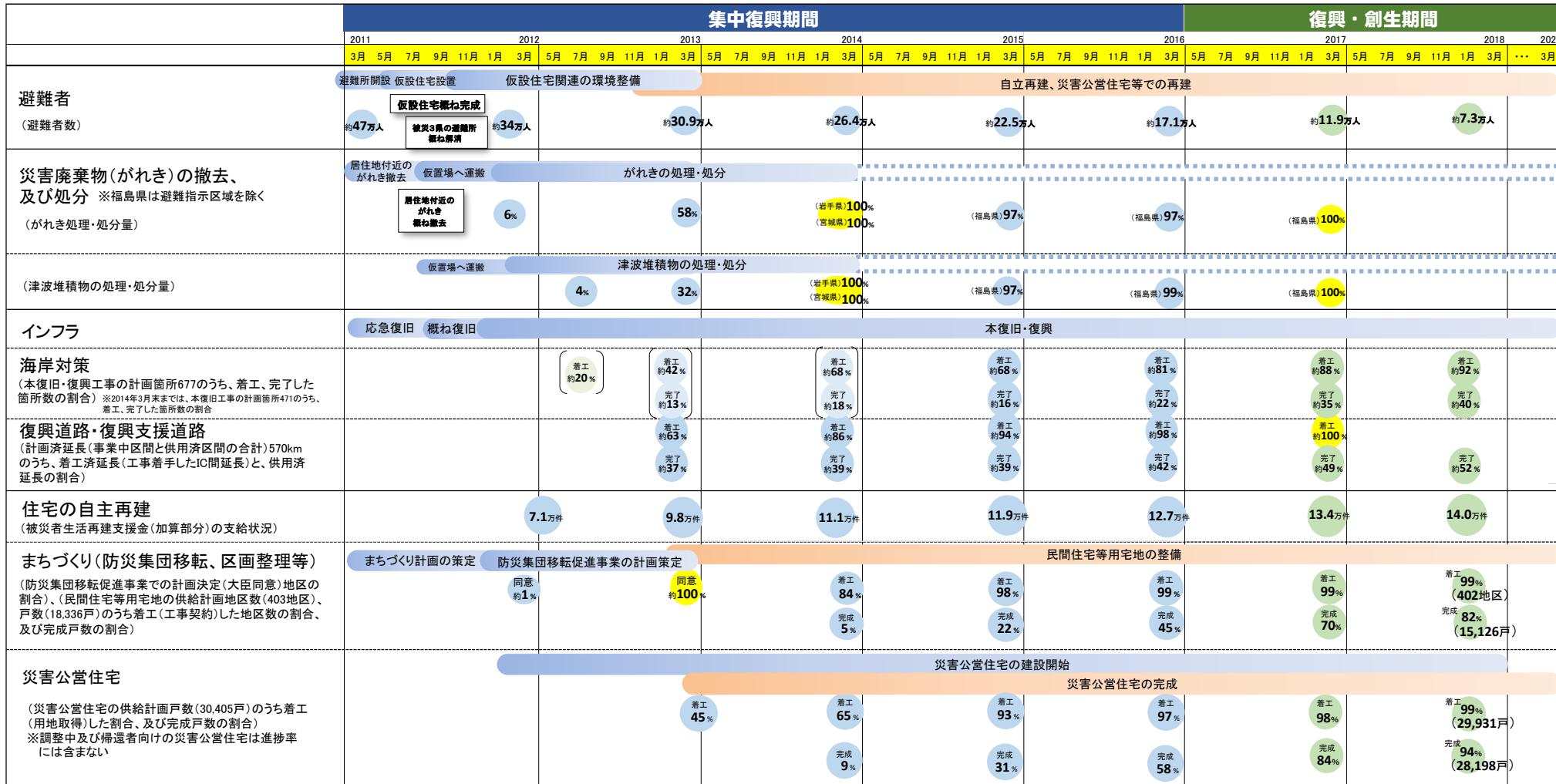
2018年2月

集中復興期間		復興・創生期間				
	2016.3 (集中復興期間終了時点)	現状	18.3	19.3	20.3	21.3
被災者支援	【避難者数】 17.1万人 (発災直後) 47万人	7.3万人 (18年2月13日現在)		・被災者的心身ケア、コミュニティ形成、 「心の復興」等		
住まいとまち の復興	【完成戸数】 ※2 民間住宅等用宅地：45% 災害公営住宅：58%	【完成戸数】 民間住宅等用宅地：82% 災害公営住宅：94% (18年1月末時点)	(17年度末見込み)※1 民間住宅等用宅地：91% 災害公営住宅：96%	(18年度末見込み)※1 住まいの確保に関する 事業が概ね完了		※1.2017年9月末時点 ※2.民間住宅等用宅地とは、地方公共団体が土地 区画整理事業、防災集団 移転促進事業及び漁業集 落防災機能強化事業により 供給する住宅用の宅地。
産業・生業の 再生	【農業】 営農再開可能面積：74% 【水産加工業】 施設の再開：87% 【観光】 外国人宿泊者数：128% (東北6県) ※全国では233%	【農業】 営農再開可能面積：89% (18年1月末時点) 【水産加工業】 施設の再開：95% (17年12月末時点) 【観光】 外国人宿泊者数：187% (17年速報値) ※いずれも2010年比		・販路開拓・新商品開発支援 ・観光復興の推進（20年までに東北6県の外国人延べ宿泊者数150万人泊を目指す） (15年：53万人泊)		※2015年度までは、津波被災農地のうち営農再開が可能となった面積の割合。 2016年度からは、津波被災農地から農地転用された農地等を除いて算定したもの に変更。
福島の復興・ 再生	【県全体の避難者】 9.7万人 (ピーク時) 16.4万人 田村市、川内村（一部）、 楢葉町で避難指示解除等	5.0万人 (18年2月現在) 葛尾村（一部）、川内村、 南相馬市（一部）、飯舘村（一部）、 川俣町、浪江町（一部）、 富岡町（一部）で避難指示解除		・関係省庁と連携し、除染、インフラ・ 生活関連サービス復旧等		
「新しい東北」 の創造	先導的な取組の構築 (13~15年度で計216事業を支援) マッチング等の場づくり		・構築したモデルの普及・展開へ重点化等 ・企業・大学・NPOなど民間の人材やノ ウハウの最大限の活用			

(2019) ラグビーワールドカップ
(2020) 東京オリンピック・パラリンピック
(2021.3) 復興・創生期間の終了（復興庁の設置期限）

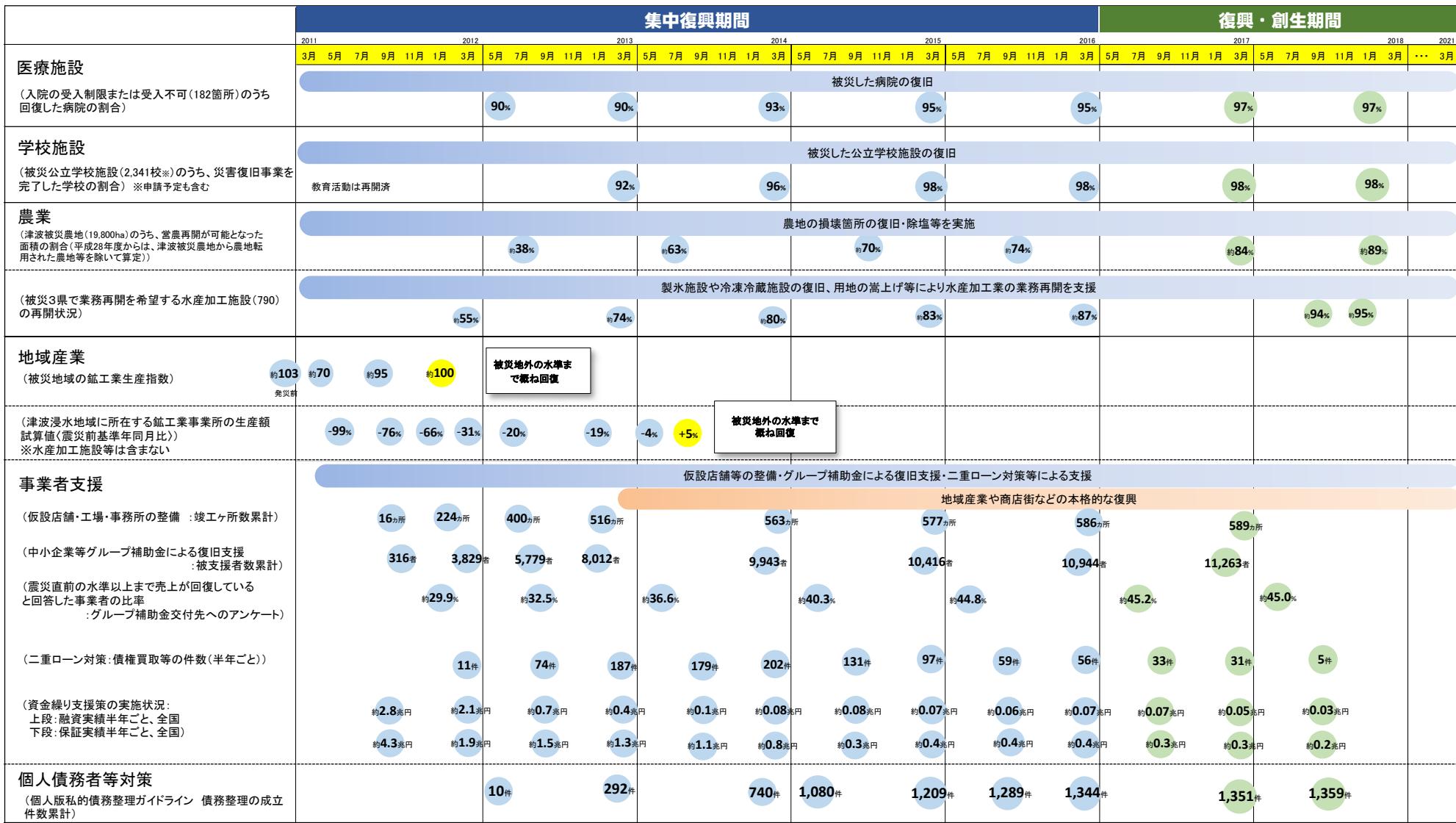
(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し (主な指標①)

2018年2月



(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し（主な指標②）

2018年2月



※割合で示している各指標については、事業の進捗等に応じて、各時点で母数やその定義が一部異なる。